

国立研究開発法人産業技術総合研究所請負研究規程

制定 平成13年10月1日 13規程第53号

最終改正 令和4年9月26日 令04規程第16号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が依頼に応じて請負う研究であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程（13規程第21号）によることができない研究（以下「請負研究」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(請負基準)

第2条 研究所は、請負研究を行おうとするときは、その請負研究が次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認し、請負研究を実施する。

- 一 請負案件が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに該当すること。
- 二 請負案件が経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲の研究業務であること。

(請負条件)

第3条 請負研究の請負条件は、次のとおりとする。

- 一 研究所と研究所に研究を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、請負研究に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。
- 二 依頼者は、原則として、請負研究に要する経費（以下「請負研究費」という。）の全額を請負研究の開始前に研究所に納付する。
- 三 前号にかかわらず、研究所が認めたときは、依頼者は、次の方法により、請負研究の開始後に請負研究費を分割して研究所に納付することができる。
 - イ 契約の締結日から60日以内に、契約を締結した年度に納付すべき請負研究費の100分の30以上の金額を納付する。
 - ロ 請負研究費からイの金額を控除した残額については、研究所と依頼者との協議に基づいて契約に定めた方法により納付する。
- 四 天災その他やむを得ない事由により、請負研究の遂行が困難となった場合には、依頼者と協議のうえ契約の解除ができるものとする。

(請負研究費)

第4条 請負研究費は、連携研究等経費算定要領（19要領第15号）の定めるところにより算定する。

(知的財産権の取扱い)

第5条 研究所は、請負研究により発生する知的財産権の取扱いについては、依頼者と契約を締結するときに協議する。

(適用除外)

第6条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を請負研究又は依頼者等に対して適用しないことができる。

- 一 請負研究が国、独立行政法人又は地方公共団体からの受注である場合
- 二 その他、特別な事情がある場合

附 則（13規程第53号）

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（19規程第12号・一部改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（24規程第23号・一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第16号・一部改正）

この規程は、令和4年9月26日から施行する。